

農業改良助長法（平成十六年法律第五十三号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成一七年四月一日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（国有財産特別措置法及び構造改革特別区域法の一部改正）

第八条 次に掲げる法律の規定中「第十四条第一項第五号」を「第七条第一項第五号」に改める。

一（略）

二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十五条第一項第一号